

事 例 票

近畿管区行政評価局

No	事例票 10	対象機関名	大阪労働局
事項（項細目）	3		
件名	ホームページの報道発表資料欄等で記者レク資料等を公表しているが、集約化されておらず、また、件名に事業者名等の個別情報がないことから、一覧性が確保されていないもの		

大阪労働局では、平成 21 年度以降、労働者派遣法に基づき、労働者派遣事業者に対し、i) 多重派遣等の個別の違反内容（後述の ii を除く）を端緒とした行政処分（事業停止命令、事業改善命令）を 9 社に対し、ii) 同法に定める事業報告書が未提出であったことを端緒とし、所在不明であることが判明した事業者に対する行政処分（事業停止命令、事業改善命令）を 160 社に対しそれぞれ実施しており、処分結果については、随時、同局ホームページの「報道発表資料」や「報道発表資料一覧」のコーナーに掲載し公表している。

なお、ii の所在不明事業者への処分結果の公表は、複数の事業者をまとめて公表する形式をとっている。

しかし、次のとおり、これらの労働者派遣事業者に関するネガティブ情報について、一覧性が確保されていない状況となっている。

① 「報道発表資料」等のコーナーには行事事案内等の各種情報を掲載していることから、労働者派遣法関係のネガティブ情報はこれらの資料の中に散在しており、集約化されていない。

なお、労働者派遣法を所管する部署では、「各種法令・制度・手続き」のページの中に「労働者派遣事業関係」のページを設定し各種情報を掲載しているが、同ページにネガティブ情報を掲載していない。

② 上記 i に係る行政処分結果については、事例の件名に事業者名等の個別情報がなく、同種の事例は同じ件名で示されていることから、目的の情報を得るためには、1 件 1 件、該当する事例が表示されるまでクリックして確認する必要があるものとなっている。

なお、同局が「報道発表資料」等のコーナーで掲載している他の行政処分等の事例（厚生労働省本省で行政処分等を実施した障害者雇用促進法関係の事例）では、当該事例の件名に事業者名を記載し、目的となる情報を分かりやすく掲載しているものがみられる。

※ 他機関では、行政処分等の実施結果を集約したページを設け、個々の事例の件名に被処分者名、処分年月日等、当該事例を特定するための具体的情報を含めて表示し、目的の事例を探しやすくして、情報の一覧性についても確保している例がみられる。（事例票 14（近畿財務局）「金融商品取引法に基づく不利益処分の掲載状況」参照）

(大阪労働局ホームページにおける掲載状況)

掲載場所：トップページ＞ニュース＆トピックス＞報道発表資料

OSAKA LABOUR BUREAU
厚生労働省 大阪労働局

ホーム > ニュース&トピックス > 報道発表資料

報道発表資料

● 報道発表資料一覧

2012年11月19日 雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金を不正に受給した事業主の公表について (NEW)

2012年11月14日 「改正高齢法」「なでしこ大作戦」周知について 大阪労働局長が関係連に協力要請 (NEW)

障害者雇用状況の集計結果(平成24年6月1日現在の大阪における障害者の雇用の状況について) (NEW)

職業性胆管がん電話相談ダイヤルの設置

派遣元事業主に対する労働者派遣事業停止命令及び労働者派遣事業改善命令について

2012年07月09日 雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金を不正に受給した事業主の公表について

2012年07月03日 定期健康診断の結果について ～年々上昇していた有所見率が減少に転じる～

2012年06月28日 「バワハラ防止セミナー in 大阪」の開催について

また、他の行政処分等の事例（厚生労働省本省で行政処分等を実施した障害者雇用促進法関係の事例）では、件名に事業者名を記載しているものがみられる。

2012年04月13日 [] を障害者雇用率未達成企業として公表

登録教習機関に対する業務停止命令の行政処分について

がれき処理における労働災害防止のための講習会の開催について

求人・求職状況速報(3月分)

平成22年定期監督等の概要について

平成22年申告事案の概要について

平成23年度の大阪危険ゼロ先取運動について

大阪商工会議所と連携し、東日本大震災被災者向け求人の確保を行います

「東日本大震災被災に伴う各種助成金の活用セミナー」の開催について

「『日本はひとつ』大阪しごと協議会」を設置初会合は平成23年4月19日開催

派遣元事業主に対する労働者派遣事業停止命令及び労働者派遣事業改善命令について

(注) 墨消し部分は個別事業者名である。

事 例 票

近畿管区行政評価局

No	事例票 1 1	対象機関名	近畿経済産業局
事項（項細目）	3		
件 名	ホームページの新着情報欄等で記者レク資料等を公表しているが、ホームページ内に散在しており、一覧性が確保されていないものなど		

① 近畿経済産業局では、特定商取引に関する法律、消費生活用製品安全法及びガス事業法等に基づいて指導監督を行い、その結果、行政処分等を実施した状況をホームページ等で公表している。

ホームページへの情報掲載については、平成 21 年 11 月、それまでの取扱いを整理し、「近畿経済産業局ホームページ運営基本方針」（平成 21 年 11 月 19 日広報委員会策定）としてとりまとめしており、ネガティブ情報に関しても、同方針に定める「報道発表情報」又は「その他各種政策説明等対外的に公表すべき事項」に該当するとして、主にプレス発表した内容を処分等の実施日と同日に掲載することとしている。

しかし、ホームページにおけるネガティブ情報の掲載状況をみると、以下のとおり、「報道発表」欄（平成 19 年 3 月以降掲載）や特定商取引に関する法律関係のページである「消費者相談室」欄等（平成 19 年 11 月以降掲載）において、これらネガティブ情報が各種情報の中に散在して掲載されており、ネガティブ情報の一覧性や検索性が確保されていないものとなっている。

② 上記の状況のほかに、「報道発表」欄や「消費者相談室」欄では、過去に掲載されたネガティブ情報でリンク切れが発生し、詳細な情報が分からなくなっているものがあることから、掲載期間を踏まえた情報の整理が必要とみられる。

例 1：平成 18 年 10 月 27 日付けで「報道発表」欄に掲載された「特定商取引法違反の訪問販売業者に対する業務停止命令」の事例について、リンク切れが発生している。

例 2：経済産業省本省ホームページの該当ページが削除されたため、以下のページでリンク切れが発生している。

- ・平成 17 年 11 月 30 日付けで「報道発表」欄に掲載された「消費生活用製品安全法第 82 条に基づく緊急命令」の事例
- ・平成 19 年 11 月 28 日以前に「消費者相談室」欄に掲載された「経済産業省が行った特定商品取引に関する法律による行政処分」の事例

近畿経済産業局によると、上記基本方針により、ホームページの掲載期間については、原則 5 年間で定めているが、ネガティブ情報の一覧表を設ける等により一覧性を確保する場合は、ネガティブ情報に関する適切な掲載期間について、あらためて検討する必要があるとしている。

※ ネガティブ情報の一覧表を設ける等により、情報の一覧性や検索性が確保され、利便性が向上すると考えられる。

なお、他機関では、行政処分等の実施結果を集約したページを設け、個々の事例の件名に被処分者名、処分年月日等、当該事例を特定するための具体的情報を含めて表示して、目的の事例を探しやすくし、情報の一覧性についても確保している例がみられる。（事例票 14（近畿財務局）「金融商品取引法に基づく不利益処分の掲載状況」参照）

(ネガティブ情報が各種情報の中に散在しており、一覧性や検索性が確保されていない例)

○「報道発表」のページ

報道発表

▼ 過去の報道発表はこちら

■平成23年3月31日(木)

- ・地域商店街活性化法に基づく商店街活性化事業計画の認定を行いました
- ・大型小売店販売状況(平成23年2月速報)を掲載しました

■平成23年3月29日(火)

- ・平成22年(1月～12月)近畿地区工場立地動向調査(速報)を公表しました

■平成22年8月10日(火)

- ・ガス事業法違反に対する嚴重注意について

■平成22年8月5日(木)

- ・2010年、動き出した関西デザイン戦略 ～デザインと感性を活かしたものづくりの活性化と新たな市場形成に向けて～

■平成22年8月2日(月)

- ・大型小売店販売状況(平成22年6月速報)を掲載しました

近畿経済産業局ホームページの報道発表欄に、ネガティブ情報(この場合、ガス事業法違反に対する嚴重注意)が混在して掲載されている。

近畿経済産業局

近畿経済産業局ホーム > 報道発表

ガス事業法違反に対する嚴重注意について

この記事に関する問い合わせ先

近畿経済産業局 資源エネルギー環境部 ガス事業課	
中部近畿産業保安監督部近畿支部 保安課	
Tel	06-6966-6049(ガス事業課) 06-6966-6050(保安課)
FAX	06-6966-6091(ガス事業課) 06-6966-6093(保安課)

最終更新日:平成22年8月10日

近畿経済産業局及び中部近畿産業保安監督部近畿支部は、[]が[]において、ガス事業法第37条の2の規定に基づき義務付けられている経済産業大臣(経済産業局長・産業保安監督部長に権限委任)の許可を受けずに簡易ガス事業を行っていた事実を確認しました。

このことは、公共の安全の維持又は災害発生防止の観点から、極めて不適切な事案であり、誠に遺憾であります。

このため、近畿経済産業局及び中部近畿産業保安監督部近畿支部は、原因究明及び再発防止策について報告を指示したところ、7月12日付けで業務改善報告書の提出を受け、本日(8月10日)、[]に対し、二度とこのような違法行為が繰り返されることのないよう、文書による嚴重注意を行いました。

また、簡易ガス事業者及び液化石油ガス販売事業者に対して、関係団体を通じてガス事業法の遵守について要請しました。

なお、当該地域については、供給地点数の減少により、違法状態が解消される予定です。

1. 概要

(1) 近畿経済産業局及び中部近畿産業保安監督部近畿支部は、[]が[]において、ガス事業法第37条の2に規定する近畿経済産業局長及び中部近畿産業保安監督部長の許可を受けずに簡易ガス事業を行っている旨の一般消費者からの匿名の投書(平成22年5月31日)を受け、直ちに[]に対して、ガス事業法第47条の規定に基づく立入検査を実施しました。

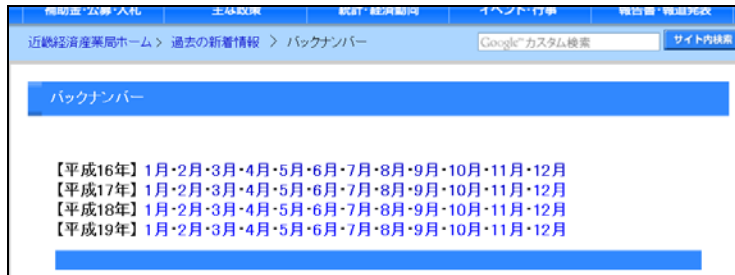
(2) 立入検査の結果、液化石油ガス販売事業の小規模導管としてガスの供給を行っていたところ、供給地点数の増加で、ガス事業法に基づく許可を受ける必要がある簡易ガス事業に該当したにもかかわらず、同法の許可を受けずにガスの供給を継続していた事実を確認しました。

2. 近畿経済産業局及び中部近畿産業保安監督部近畿支部の対応

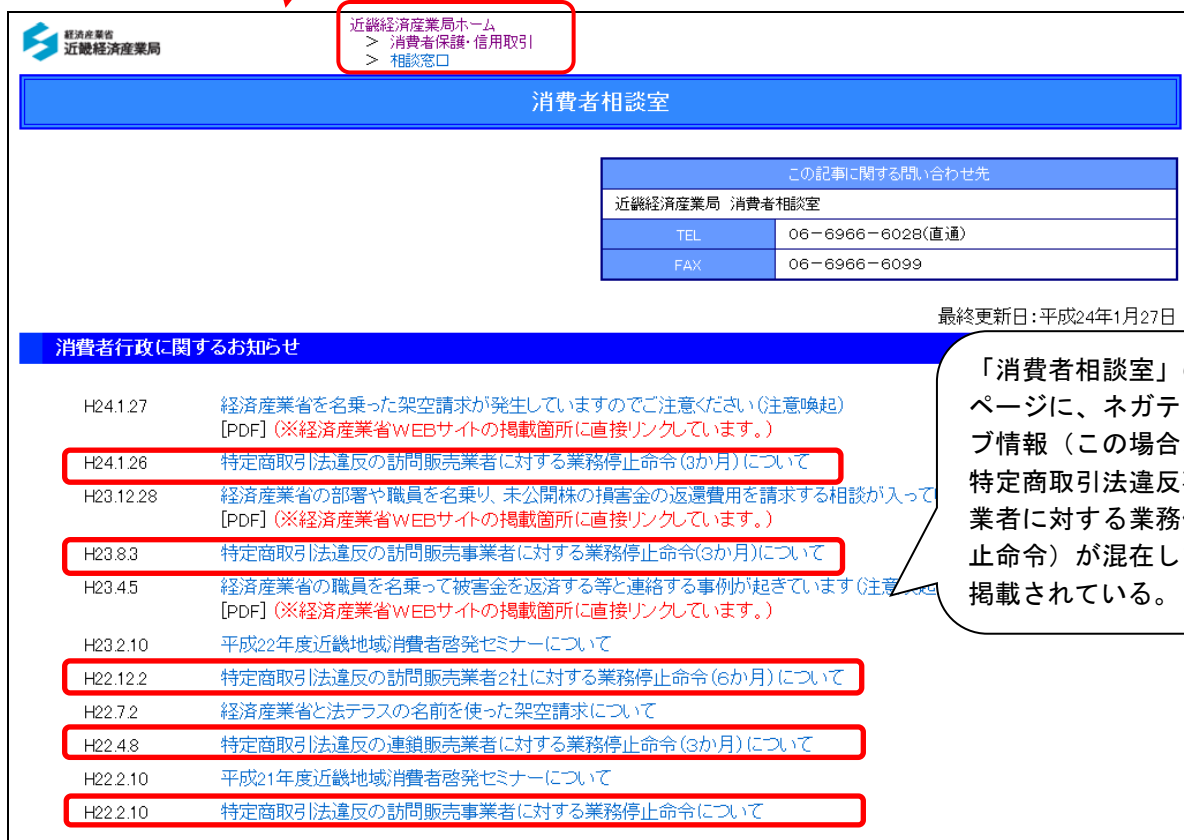
ガス事業法違反に対し事業者に嚴重注意を行った事例が掲載されている。

(注) 墨消し部分は個別事業者名又は地名である。

○バックナンバーの掲載状況



○「消費者相談室」のページ



(過去に掲載されたネガティブ情報でリンク切れが発生している例)

○「報道発表 平成18年度分」のページ

経済産業省
近畿経済産業局

局のご案内 求人案内・インターンシップ 新着情報配信サービス
相談窓口(情報公開等) 経済産業省・他局 関連サイトリンク

近畿経済産業局ホーム > 報道発表 > 報道発表(平成17年度分)

Google™ カスタム検索 サイト内検索

報道発表 平成18年度分

▲今年度分はこちら
▼平成18年度分はこちら

■平成19年3月20日(火)
・特定商取引法違反の連鎖販売業者に対する取引停止命令(6か月)及び同社の勧誘者3名に対する指示処分について

■平成19年3月19日(月)
・近畿経済の動向(平成19年3月)を掲載しました

■平成18年11月10日(金)
・「管内石油製品販売実績(9月分)」を公表しました
・「管内電力実績(9月分)」を公表しました

■平成18年11月7日(火)
・「近畿地域繊維工業生産動向(平成18年9月速報)」を掲載しました

■平成18年10月27日(金)
・特定商取引法違反の訪問販売業者に対する業務停止命令について

■平成18年10月25日(水)
・「中小企業景況調査-近畿版-」(平成18年9月調査)を公表しました

■平成18年10月23日(月)
・テクノインフォメーション11月号について

リンクあり

リンク切れが発生

経済産業省
近畿経済産業局

補助金・公募・入札 主な政策

近畿経済産業局ホーム

404 Not Found.

ページが見つかりません。

ご指定されたページは移動、または削除された、アドレスが間違っているなどの理由で表示することができません。

大変お手数ですが、アドレス(URL)をご確認の上再度お試しください。また、サイトマップやページ上部のナビゲーションバーまたはサイト内検索をご利用ください。

・近畿経済産業局トップページ
・サイトマップ

Webサイト利用規約 法的事項 サイトマップ プライバシーポリシー トップページに戻る

Copyright (C) 2004 METI KANSAI All rights reserved.

経済産業省
近畿経済産業局

(注) 墨消し部分は個別事業者名又は地名である。

○「報道発表 平成 17 年度分」のページ

経済産業省
近畿経済産業局

局のご案内
相談窓口(情報公開等)

求人案内・インターンシップ
経済産業省・他局

新着情報配信サービス
関連サイトリンク

近畿経済産業局ホーム > 報道発表 > 報道発表(平成17年度分)

Google カスタム検索

サイト内検索

報道発表 平成17年度分

▲今年度分はこちら
▼過去の報道発表はこちら

■平成18年3月31日(金)

- ・「大型小売店販売状況(平成18年2月速報)」を掲載しました

■平成18年3月30日(木)

- ・「近畿地域経済の生産性実態調査(TFP(全要素生産性)分析)について」

■平成18年3月15日(水)

- ・「近畿経済の動向(平成18年3月)」を掲載しました

■平成17年12月2日(金)

- ・経済トピックス「近畿地域域工業生産動向の先行きについての推測(pdf,30KB)」 「『経済指標くらーずあっぷ』 意見について(pdf,238KB)」

■平成17年11月30日(水)

- ・XXXXXXXXXXに対する消費生活用製品安全法第82条に基づく緊急命令について「大型小売店販売状況(平成17年10月速報)」を掲載しました

■平成17年11月24日(木)

- ・「近畿地域域工業生産動向(平成17年9月確報)」更新しました

■平成17年11月21日(月)

- ・「近畿地域域経済産業の動向」を掲載しました

■平成17年11月15日(火)

- ・管内電力実績(9月分)を更新しました

経済産業省近畿経済産業局

M E T I K A N S A I

近畿経済産業局



経済産業省

Ministry of Economy, Trade and Industry

ホーム

経済産業省について

お知らせ

ページが見あたりません

アクセスしていただいたページは、削除もしくは移動した可能性があります。大変お手数ですが、アドレス（URL）をご確認の上再度お探しいただくか、トップページやサイトマップ、またはページ上部のサイト内検索をご利用ください。

- ① [経済産業省ウェブサイトをトップページ](#)
- ② [サイトマップ](#)

お探しのページが国立国会図書館の「インターネット資料収集プロジェクト」でご利用下さい。

※検索ページへジャンプします。「URL」欄にお探しのページ名を入力し、「プロジェクト」欄に「経済産業省」と入力し、検索してください。

- ③ [「インターネット資料収集保存事業（Web Archiving Project）」](#)



経済産業省近畿経済産業局

M E T I K A N S A I

近畿経済産業局ホーム

> 主な政策／製品安全4法・品質表示

[]に対する消費生活用製品安全法第82条に基づく緊急命令について

この記事に関する問い合わせ先	
近畿経済産業局 産業界課 消費経済課 製品安全室	
TEL	06-6966-6098
FAX	06-6966-6085

最終更新日：平成17年11月30日

平成17年11月29日付けをもって、経済産業省は、[]が昭和60年～平成4年に製造した温風暖房機から一酸化炭素が漏洩する可能性があることから、同社に対し、消費生活用製品安全法第82条の規定に基づき、該当する製品について、回収又は点検及び改修、危険性の周知等必要な措置をとるよう緊急命令を発動しました。

詳細については**経済産業省のHP**をご覧ください。

お問い合わせ窓口：経済産業省商務情報政策局製品安全課

<TEL> 03-3501-1511(代表)

(注) 墨消し部分は個別事業者名である。

○「消費者相談室」のページ



経済産業省
近畿経済産業局

[近畿経済産業局ホーム](#)
[> 消費者保護・信用取引](#)
[> 相談窓口](#)

消費者相談室

この記事に関する問い合わせ先

近畿経済産業局 消費者相談室	
TEL	06-6966-6028(直通)
FAX	06-6966-6099

最終更新日:平成24年1月27日

消費者行政に関するお知らせ

H24.1.27 経済産業省を名乗った架空請求が発生していますのでご注意ください(注意喚起)
[\[PDF\] \(※経済産業省WEBサイトの掲載箇所に直接リンクしています。\)](#)

H24.1.26 特定商取引法違反の訪問販売業者に対する業務停止命令(3か月)について

H23.12.28 経済産業省の部署や職員を名乗り、未公開株の損害金の返還費用を請求する相談が入っています(注意喚起)
[\[PDF\] \(※経済産業省WEBサイトの掲載箇所に直接リンクしています。\)](#)

H19.12.11 特定商取引法違反の電話勧誘販売業者に対する業務の一部停止命令(3か月)について

H19.11.28 特定商取引法違反の連鎖販売業者に対する取引の一部停止命令(6か月)について

経済産業省が行った特定商取引に関する法律による行政処分
[\(※経済産業省WEBサイトの掲載箇所に直接リンクしています。\)](#)

H18.8.2 海外商品先物取引について
[\(※経済産業省WEBサイトの掲載箇所に直接リンクしています。\)](#)
 ロンドン、ニューヨーク、シカゴなど海外の商品市場において行う、大豆、コーヒー、金、銀、石油製品等の先物取引について注意喚起します。



経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

[> 本文へ](#) [> よくあるご質問](#) [> サイトマップ](#)
 文字サイズ変更 小 **中** 大


[サイト内検索](#)

[> 拡張検索](#)

[ホーム](#)
[経済産業省について](#)
[お知らせ](#)
[政策について](#)
[統計](#)
[申請・お問合せ](#)
[English](#)

ページが見あたりません

アクセスしていただいたページは、削除もしくは移動した可能性があります。
 大変お手数ですが、アドレス(URL)をご確認の上再度お探しいただくか、
 トップページやサイトマップ、またはページ上部のサイト内検索をご利用ください。

- ① [経済産業省ウェブサイトトップページ](#)
- ② [サイトマップ](#)

お探しのページが国立国会図書館の「インターネット資料収集保存事業(Web Archiving Project)」ホームページに保存されている場合がありますのでご利用下さい。
 ※検索ページへジャンプします。「URL」欄にお探しのページのURLまたはファイル名(URL最後の「/」以降の「〇〇〇〇.html」)またはキーワード項目に「経済産業省」と入力し、検索してください。

③ [「インターネット資料収集保存事業\(Web Archiving Project\)」ホームページ](#)

事 例 票

近畿管区行政評価局

No	事例票 1 2	対象機関名	中部近畿産業保安監督部近畿支部
事項（項細目）	3		
件 名	ネガティブ情報の一覧性、統一性が図られていないもの		
中部近畿産業保安監督部近畿支部では、電気事業法、電気工事業の業務の適正化に関する法律、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び鉱山保安法等に基づいて指導・監督を行い、その結果、行政処分等を実施した事例について、ホームページ等で公表している。 同支部では、業務実施計画において業務の透明性を確保することを取り上げ、行政処分結果、立入検査結果等についてもホームページに速やかに掲載・周知することとしている。また、ホームページへの情報掲載については、それまでの取扱いを整理し、「プレス・ホームページ掲載基準について」（平成 22 年 5 月近畿支部部議決定）として取りまとめ、個別事業者等への指導、処分等については、全てホームページに掲載するなどとしている。 今回、当局において、ホームページにおけるネガティブ情報の掲載状況を調査したところ、各ページで掲載方法が異なっているなど、以下のとおり改善の余地がみられた。（なお、一部については見直しに着手している。） ① 同支部では、所管する「電気の保安」、「ガス・火薬類等の保安」、「鉱山の保安」の 3 つの分野のネガティブ情報等を区分してホームページに掲載している。 このうち、電力安全課が担当する「電気の保安」のページについては、電気事業法や電気工事業の業務の適正化に関する法律に関する嚴重注意（行政指導）事例が掲載されているが、平成 16 年 5 月以降の各種情報の中に散在しており、これらネガティブ情報の一覧性が確保されていないものとなっている。 一方、他の部署が担当するホームページをみると、以下のとおり、一覧性が確保されたものとなっている。 ○ 保安課が担当する「ガス・火薬類等の保安」のページには、「嚴重注意」のページがあり、ガス事業法違反に対する嚴重注意の事例、液化石油ガス保安業務の実施状況に係る嚴重注意の事例等を集約して掲載している。 ○ 鉱山保安課が担当する「鉱山の保安」のページには、「行政措置」のページがあり、鉱山災害等に係る鉱業権者に対する嚴重注意や注意事例を集約して掲載している。 ② 上記①のとおり、行政指導等の事例を集約して掲載するページについて、各課によって異なったページ名称が用いられている。また、事例を集約して掲載する際に、指導等年月日や対象者名の記載の有無が、各課により異なっている。（以下参照。なお、これらの中には、当局の調査途上で見直しがなされたものもある。） ○ 保安課が担当する「ガス・火薬類等の保安」のページでは、行政指導等の事例を集約して掲載するページ名称として「嚴重注意」を用いている。また、事例を集約して掲載する際には、対象となった事業者名を掲載しているが、行政指導等が行われた年月日は掲載していない。			

- 鉱山保安課が担当する「鉱山の保安」のページでは、行政指導等の事例を集約して掲載するページ名称として「行政措置」を用いており、「ガス・火薬類等の保安」のページにある「嚴重注意」とは異なっている。また、事例を集約して掲載する際に、行政指導が行われた年月と対象となった鉱山名を掲載している。（鉱山名は当局の調査途上で見直され掲載したもの。）

※ ネガティブ情報の一覧表を設ける、情報の一覧性や検索性を確保することにより、利便性が向上すると考えられる。

なお、他機関では、行政処分等の実施結果を集約したページを設け、個々の事例の件名に被処分者名、処分年月日等、当該事例を特定するための具体的情報を含めて表示して、目的の事例を探しやすくし、情報の一覧性についても確保している例がみられる。（事例票 14（近畿財務局）「金融商品取引法に基づく不利益処分の掲載状況」参照）

《中部近畿産業保安監督部近畿支部ホームページ》

【トップページ】

中部近畿産業保安監督部近畿支部
Kinki branch of Chubu-Kinki Industrial Safety and Health Supervisory Department

Google カスタム検索 検索

TOP 電気の保安 ガス・火薬類等の保安 鉱山の保安

【①「電気の保安」のページ】 【②「ガス・火薬類等」のページ】 【③「鉱山の保安」のページ】

事故・災害情報

監督部のご案内
相談窓口・申請・届出
入札・調達
関連サイト(リンク)

※近畿地域とは、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の2府5県。
なお、電力安全の担当地域は [こちら](#)。

上記の分野タイトルをクリックしてください。各々の分野別のページに移動します。
直接、各課へお問い合わせされる場合は、下記へどうぞ。

【お問い合わせ先】

分野	課名	電話番号（ダイヤルイン）
電力安全	電力安全課	06-6966-6047・6048
ガス・火薬類保安	保安課	06-6966-6050
鉱山保安	鉱山保安課	06-6966-6062・6063

【受付時のご注意】 平成22年4月からセキュリティーゲートを運用しています。 [詳細はこちら](#)

新着情報 過去の新着情報は [こちら](#)

【①「電気の保安」のページ】

（「電気の保安」のトップページ）

参考：H24. 8. 23 時点での同ページ

中部近畿産業保安監督部近畿支部
Kinki branch of Chubu Kinki Industrial Safety and Inspection

当局的調査後に、「行政措置」欄、「注意喚起」欄が設けられている。
（ただし、H24. 11. 6 時点で、両欄へのコンテンツ掲載はない。）

「行政措置」、「注意喚起」欄は設けられていない。

お知らせ・TOPICS

お知らせ

2012年11月1日「電圧降下の影響」に関するお知らせ

2012年9月27日「平成24年度電気事故」に関するお知らせ

2012年9月26日「電気保安法」に関するお知らせ

2012年9月26日「自家用電気工事」に関するお知らせ

2012年8月30日「平成24年度電気保安法施行要綱」に関するお知らせ

過去の一覧

「過去の一覧」をクリック

（お知らせ・TOPICS の過去分）

経済産業省 中部近畿産業保安監督部近畿支部
Kinki Branch of Chubu Kinki Industrial Safety and Inspection Department

中部近畿産業保安監督部近畿支部 > 電力安全 > お知らせ・TOPICSの過去分

中部近畿産業保安監督部近畿支部 電力安全課
TEL 06-6966-6047~48(直通)

最終更新日:平成24年5月30日

お知らせ・TOPICSの過去分

■ 2011年12月6日(お知らせ)
「平成23年度電気事故情報」を更新しました。

■ 2011年10月5日(お知らせ)
「平成23年度電気事故情報」を更新しました。

■ 2010年12月1日(お知らせ)
「平成22年度電気事故情報」を更新しました。

■ 2010年11月10日(お知らせ)
「不適切な電気工事について(注意喚起)」を掲載しました。

■ 2010年11月2日(お知らせ)
「平成21年度における管内の電気事故について」を掲載しました。

「お知らせ・TOPICS の過去分」欄に、ネガティブ情報（この場合、不適切な電気工事への注意喚起）が混在して掲載されている。

【②「ガス・火薬類等の保安」のページ】

(「ガス・火薬類等の保安」のトップページ)

中部近畿産業保安監督部近畿支部
Kinki branch of Chubu Kinki Industrial safety and inspection

Google カスタム検索

TOP 電気の保安 ガス・火薬類等の保安 鉱山の保安

事故・災害情報

ご家庭の皆様へ
飲食店の皆様へ
工事関係者へ

東日本大震災を踏まえた都市ガス供給の災害対策検討報告書

ガス・火薬類等の保安

都市ガスの保安

LPガスの保安

厳重注意

「都市ガスの保安＞厳重注意」欄
これまで事業者に対し実施した
厳重注意（行政指導）結果を、
集約して掲載している。
(次ページ参照)

「LPガスの保安＞厳重注意」欄
これまで事業者に対し実施した
厳重注意（行政指導）結果を、
集約して掲載している。
(次ページ参照)

それぞれの「厳重注意」欄をクリック

(ガス事業法違反に対する厳重注意（行政指導）結果)

○ 厳重注意

- 「ガス事業法違反に対する厳重注意について」()
- 「ガス事業法違反に対する厳重注意について」()
- 「ガス事業法違反に対する厳重注意について」()

(注) 墨消し部分は個別事業者名である。

(液化石油ガス保安業務に関する厳重注意（行政指導）結果)

○ 厳重注意

- 「液化石油ガス保安業務の実施状況に係る厳重注意について」()
- 「液化石油ガス保安業務の実施状況に係る厳重注意について」()
- 「液化石油ガス保安業務の実施状況に係る厳重注意について」()
- 「液化石油ガス保安業務の実施状況に係る厳重注意について」()
- 「液化石油ガス保安業務の実施状況に係る厳重注意について」()
- 「液化石油ガス保安業務の実施状況に係る厳重注意について」()

(注) 墨消し部分は個別事業者名である。

厳重注意（行政指導）
を実施した、又は結果
公表した年月日を掲載
していない。

【③「鉱山の保安」のページ】

(「鉱山の保安」のトップページ)


中部近畿産業保安監督部近畿支部
Kinki branch of Chubu Kinki Industrial Safety and Inspection


経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

[TOP](#)
[電気の保安](#)
[ガス・火薬類等の保安](#)
[鉱山の保安](#)

事故・災害情報

平成24年度 鉱山保安監督指導について (PDF形式100KB)

鉱山の保安

- 新着情報
- 最近の行事
- 業務案内
- 管内鉱山の検査又は調査の結果
- 行政措置**
- 注意喚起
- 鉱山保安関係法令
- 作業監督者の資格
- 各種申請様式
- 管内鉱山の概要

鉱山の保安

[TOPページ](#) > [鉱山の保安](#)【新着情報・最近の行事】

新着情報

お知らせ 2012年10月26日「中央鉱山保安協議会第3回金属鉱業等鉱害防止部会-議事要旨」が経済産業省のWebサイトに掲載されました。

お知らせ 2012年10月23日「災害又は事故その他の事象（鉱害を含む）の措置情報」を更新しました。

お知らせ 2012年10月16日「平成24年近畿管内鉱山災害統計について」を更新しました。

等技術基準を定める省令の技術指針（内規）の一部（意見募集の結果について）（集積場関係）が電子政府に掲載されました。

金属鉱業等鉱害防止部会（第2回）-議事要旨」が経済産業省のWebサイトに掲載されました。

お知らせ 2012年9月3日 「台風時期における保安対策の強化について」を掲載しました。

お知らせ 2012年8月24日 「中部近畿地方鉱山保安協議会近畿地区部会」を更新しました。

お知らせ 2012年8月16日 「鉱山保安関係法令」を更新しました。

これまで鉱業権者に対し実施した嚴重注意・注意（行政指導）結果を、集約して掲載している。
 （以下参照）

「行政措置」欄をクリック

（鉱業権者に対する嚴重注意・注意（行政指導）結果）

行政措置

▶ 「鉱山災害に係る鉱業権者に対する注意について」 (平成22年5月) (pdf形式62KB)

▶ 「鉱山災害に係る鉱業権者に対する注意について」 (平成20年5月) (pdf形式62KB)

▶ 「鉱山災害に係る鉱業権者に対する嚴重注意について」 (平成18年6月) (pdf形式21KB)

▶ 「一酸化炭素中毒による死亡災害に係る鉱業権者に対する嚴重注意について」 (平成18年3月) (pdf形式17KB)

当局の調査後、鉱山名が付記されている。

（注）墨消し部分は個別鉱山名である。

参考：H24. 8. 23 時点での同ページ

行政措置

▶ 「鉱山災害に係る鉱業権者に対する注意について」 (平成22年5月) (pdf形式ファイル62KB)

▶ 「鉱山災害に係る鉱業権者に対する注意について」 (平成20年5月) (pdf形式ファイル62KB)

▶ 「鉱山災害に係る鉱業権者に対する嚴重注意について」 (平成18年6月) (pdf形式ファイル21KB)

▶ 「一酸化炭素中毒による死亡災害に係る鉱業権者に対する嚴重注意について」 (平成18年3月) (pdf形式ファイル17KB)

鉱山名は記載されていない。

事例票

近畿管区行政評価局

N o	事例票 1 3	対象機関名	近畿厚生局
事項（項細目）	3		
件 名	ホームページに掲載される事例の件名に、被処分者名など事例を特定する固有の情報が含まれていないことから、情報の一覧性が確保されていないもの		

近畿厚生局では、事業者等に対する指導・監督の結果、行政処分やこれに準じた行政上の措置（行政指導を除く）を行った場合は、原則として、その内容をホームページで公表することとしており、平成 21 年度以降、柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任の取扱いの中止等の措置を行った 53 件についてもホームページでその内容を公表している。

しかし、ホームページにおけるこれらの掲載状況をみると、専用に設けられた「柔道整復師の施術に係る療養費が不正に請求された場合の取扱いについて」のページにおいて、措置を行った事例が集約して掲載されているが、以下のとおり、処分を受けた柔道整復師等の氏名など、当該事例を特定する固有の具体的情報が件名に含まれていないことから、目的の事例が探しづらく、一覧性も確保されていないものとなっている。

なお、健康保険法に基づき実施している保険医療機関及び保険薬局の指定の取消等並びに保険医及び保険薬剤師の登録の取消等に関しては、別途一覧表が作成され、「近畿厚生局管内の保険医療機関・保険薬局の取消・取消相当一覧」の例では、「保険医療機関名」、「開設者氏名」、「所在地」、「取消（取消相当）年月日」を総覧することができ、情報の一覧性が確保されている。

（近畿厚生局ホームページ）


近畿厚生局
Kinki Regional Bureau of Health and Welfare

文字の大きさ 拡大 縮小 色変更 標準 1 2 3
キーワードを入力 検索 厚生労働省ホームページ

ホーム | 組織 | アクセス | 課別業務 | 申請・届出等の手続案内 | 所管法人等 | 調達情報 | 採用情報 | 情報公開等 | 公益通報者保護 | ご意見等募集

ホーム > 保険医療機関・保険薬局関係・柔道整復師関係 > 保険医療機関等及び柔道整復師等において不正請求等が行われた場合の取扱いについて

柔道整復師の施術に係る療養費が不正に請求された場合の取扱いについて

柔道整復師が、健康保険法等に基づく療養費の受領の委任を被保険者から受け、保険者等に請求する場合は、受領委任の取扱いを定めた規定（通知）の内容を遵守しなければなりません。

この柔道整復師に係る療養費の請求内容に、不正又は著しい不当が認められた場合は、受領委任の取扱いを中止し、施術を受けた患者（被保険者）の皆様の権利を守ることを目的として、措置内容を公表することとしております。

また、受領委任の取扱いの中止措置を行う前に、当該柔道整復師が受領委任の取扱いを辞退した場合又は当該柔道整復師が所属する施術所が廃止された場合に、受領委任の取扱いの中止相当の措置を受けた柔道整復師についても、同様に公表しております。

今後とも、不正に療養費を請求する行為については、厳正に対処し、行政としての役割を積極的に推進してまいります。

直近の事案

- 柔道整復師の受領委任の取扱いの中止（平成21年4月1日付）（PDF:111KB）
- 柔道整復師の受領委任の取扱いの中止（平成21年4月1日付）（PDF:111KB）
- 柔道整復師の受領委任の取扱いの中止及び元柔道整復師の受領委任の取扱いの中止相当（平成21年4月16日付）（PDF:155KB）
- 元柔道整復師の受領委任の取扱いの中止相当（平成21年4月20日付）（PDF:122KB）
- 柔道整復師の受領委任の取扱いの中止（平成21年4月22日付）（PDF:111KB）
- 柔道整復師の受領委任の取扱いの中止（平成21年5月1日付）（PDF:102KB）
- 柔道整復師の受領委任の取扱いの中止（平成21年5月1日付）（PDF:114KB）
- 柔道整復師の受領委任の取扱いの中止（平成21年7月8日付）（PDF:116KB）
- 柔道整復師の受領委任の取扱いの中止（平成21年8月31日付）（PDF:117KB）
- 柔道整復師の受領委任の取扱いの中止（平成21年12月22日付）（PDF:138KB）
- 元柔道整復師の受領委任の取扱いの中止相当（平成22年1月25日付）（PDF:115KB）
- 柔道整復師の受領委任の取扱いの中止（平成22年5月31日付）（PDF:136KB）
- 柔道整復師の受領委任の取扱いの中止（平成22年8月13日付）（PDF:119KB）
- 柔道整復師の受領委任の取扱いの中止（平成22年12月27日付）（PDF:111KB）
- 柔道整復師の受領委任の取扱いの中止（平成23年1月17日付）（PDF:118KB）

行政措置情報